

新	旧	備考
<p>貿易代金貸付保険包括保険（2年未満）の引受基準について</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00084 沿革 令和4年12月20日 一部改正</p>	<p>貿易代金貸付保険包括保険（2年未満）の引受基準について</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00084 沿革 令和4年6月17日 一部改正</p>	
<p>1 基本的引受基準</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8) G7エルマウ首脳声明における国際合意（2022年6月G7エルマウ・サミットにおいて首脳会合コミュニケとして公表された国際合意をいう。）に反する又はそのおそれがある輸出契約等に係る貸付契約については、特約書第1条の規定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。仮に申込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。</u></p> <p>(9) 貿易代金貸付（貸付金債権等）保険約款（平成29年4月1日17 - 制度 - 00002。以下「約款」という。）第3条第10号又は第11号のてん補危険をてん補するものは、日本貿易保険が特に認めない限り、貸付契約の資金がその代金等の支払に充てられる輸出契約等の相手方がこの保険契約の締結日から損失発生までの間に以下の条件を満たしているものとする。</p> <p>①～② (略)</p> <p>(10) 貸付契約の資金が「別紙6 WTO協定における農業に関する協定の対象品目」に掲げる各品目を輸出貨物等（輸出貨物又は仲介貿易貨物をいう。）を含む輸出契約等の代金の支払に充てられる場合、当該貨物に係る船積日から最終償還日までの期間が18月を超える貸付契約について、特約書第1条の規定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。仮に保険契約の申込みがなされた</p>	<p>1 基本的引受基準</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 貿易代金貸付（貸付金債権等）保険約款（平成29年4月1日17 - 制度 - 00002。以下「約款」という。）第3条第10号又は第11号のてん補危険をてん補するものは、日本貿易保険が特に認めない限り、貸付契約の資金がその代金等の支払に充てられる輸出契約等の相手方がこの保険契約の締結日から損失発生までの間に以下の条件を満たしているものとする。</p> <p>①～② (略)</p> <p>(9) 貸付契約の資金が「別紙6 WTO協定における農業に関する協定の対象品目」に掲げる各品目を輸出貨物等（輸出貨物又は仲介貿易貨物をいう。）を含む輸出契約等の代金の支払に充てられる場合、当該貨物に係る船積日から最終償還日までの期間が18月を超える貸付契約について、特約書第1条の規定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。仮に保険契約の申込みがなされた</p>	

貿易代金貸付保険包括保険（2年未満）の引受基準について・新旧対照表

<p>場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。 <u>(11)</u> 公的輸出信用と持続可能な貸付に関するOECD勧告の対象となる貸付契約については、以下のとおりとする。 ①～② (略)</p>	<p>場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。 <u>(10)</u> 公的輸出信用と持続可能な貸付に関するOECD勧告の対象となる貸付契約については、以下のとおりとする。 ①～② (略)</p>	
<p>附 則 [抄] 附 則 [<u>令和4年12月20日</u>] この改正は、<u>令和5年1月1日</u>から実施する。</p>	<p>附 則 [抄] 附 則 [<u>令和4年6月17日</u>] この改正は、<u>令和4年7月1日</u>から実施する。</p>	